



台東区の 生活安全

令和6年の
台東区内の犯罪発生状況

犯罪は 許さぬ町の 心意気
あんぜんは ちいきでまもる みんなのわ

(台東区「安全・安心まちづくり」標語)

台東区危機管理室
生活安全推進課

は じ め に

令和6年中における区内4警察署（上野・下谷・浅草・蔵前）で認知した刑法犯の件数は2,767件で、前年（令和5年）と比較すると50件減少しました。その要因として、自転車盗や、暴行等の粗暴犯が大きく減少したことが挙げられます。

一方で、区内における特殊詐欺の被害は47件、約2億7千万円で、前年（令和5年）と比べ9件、約2億1千万円も増加しました。東京都内における特殊詐欺の被害額も過去最悪となり、全国的にも大変深刻な被害が発生しています。特に多かったものが、警察官を騙るオレオレ詐欺で、SNSやインターネットバンキングを悪用するなど、詐欺の手口が巧妙化しています。

区では、特殊詐欺被害防止のため、区内4警察署と連携して、自動通話録音機の無償貸与や、シルバー人材センターによる無人ATMコーナーでの警戒・声掛けを行っております。また、動画の配信、広報誌やチラシの配布、町会での掲示や回覧、青色回転灯付きパトロールカーによる巡回広報などによる情報発信も実施しています。

その他の防犯施策の一つとして、町会、商店街等の地域団体による防犯カメラ設置の助成事業を続けておりますが、令和7年には、侵入盗被害防止に資する防犯機器を、区民の皆様の住居に設置していただくための緊急補助事業を始めました。この取組は、ハード面の強化による侵入盗被害防止を目的としていますが、区民の皆様に防犯意識を高めていただき、不審者の訪問や各種犯罪の発生の抑制にもつながるなど、安全で安心な暮らしの実現に寄与するものと考えております。

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、区民の皆様と警察や行政が区内の犯罪状況や防犯活動等の情報をそれぞれ共有し、連携して、犯罪に強いまちづくりに取り組むことが大変重要です。

この「台東区の生活安全」は、警察で認知した区内の犯罪状況と、生活の安全に関する区の事業をまとめたもので、平成17年から毎年作成しています。犯罪発生状況については、町会ごとの詳細なデータを掲載していますので、地域の自主防犯活動にご活用いただければ幸いです。また、区ホームページでも、防犯に関する情報を公開しておりますので、そちらもご覧ください。

今後も、区民の皆様と本区を訪れる方々の安全と安心を確保するため、警察、関係団体そして地域の皆様と、区内の犯罪状況や防犯活動等の情報を共有し、協働して犯罪に強いまちづくりを推進してまいります。

なお、本書は警視庁、区内警察署、消防署等で集計した資料に基づき作成したものです。資料の提供を含め多大なご協力をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

台 東 区

～ 目 次 ～

1 全国・都内の犯罪発生状況の概要	1
(1) 全国の刑法犯認知件数の推移	1
(2) 東京都内の刑法犯認知件数の推移	1
2 台東区内の犯罪発生情勢	2
(1) 台東区内の刑法犯認知件数の推移	2
(2) 台東区内警察署管内別刑法犯認知件数状況	3
(3) 台東区内の窃盗犯認知件数の推移	4
(4) 台東区内地区別（町会別）主な窃盗被害認知件数状況	6
3 台東区における生活安全対策	18
(1) 生活安全対策の推進体制	18
① 生活安全推進協議会	18
② 生活安全対策委員会	18
(2) 生活安全施策	18
① 区民等の防犯意識の啓発・向上	18
ア 生活安全のつどい イ 暴力団追放キャンペーン ウ 「台東区の生活安全」の発行 エ 「生活安全ニュース」の発行	
② 区民等の自主防犯活動への支援	18
ア 防犯パトロール用品等の貸与 イ 青色回転灯付パトロールカーの夜間派遣 ウ 安全・安心リーダー講習会	
③ 防犯設備整備補助事業	19
ア 防犯カメラ設置助成 イ 防犯カメラ維持管理費助成	
④ 安全・安心速報事業	22
ア たいとう安全・安心電子飛脚便 イ たいとう安全・安心かわら版 ウ SNS を活用した情報配信	
⑤ パトロール事業	23
ア 「子どもの安全」巡回パトロール イ 夜間防犯パトロール ウ 区職員による安全・安心パトロール エ たいとう安全・安心パトロール協力隊	
⑥ 子供の安全支援	23
「夕焼けタイム」の放送	
⑦ 特殊詐欺被害防止対策	24
ア 防災無線による注意喚起 イ 自動通話録音機の無償貸与 ウ 銀行ATMへの特殊詐欺被害防止アドバイザーの配置	
⑧ 客引き防止対策	25
⑨ サイバーセキュリティ対策	26
⑩ 宿泊事業者とのパートナーシップ	26
(3) 関係各課による取組	26
① 道路・公園等の環境整備	26
② 児童・生徒等の安全確保対策	26
③ その他の安全施策の推進	26

4 台東区内（上野・浅草・日本堤）消防署からのお知らせ	27
(1) 台東区内における火災に関する情報	27
① 台東区内における年別火災状況	27
② 住宅防火対策	27
③ 住宅用火災警報器 10 年たったらとりカエル	28
④ 東京消防庁公式アプリのご案内	28
(2) 台東区内における救急に関する情報	29
① 台東区内における年別救急状況	29
② 救急車の適時・適切な利用のお願い	29
③ 救急相談センター「#7119」及び東京版救急受診ガイドの活用について	29
(3) 住まいの防火防災診断	30
(4) 防火防災訓練の推進	30
(5) 地震から命を守る「7つの問い合わせ」	31
(6) 家具類の転倒・落下・移動防止対策	32

《参考ページ》

◇ STOP！ 特殊詐欺！	33
◇ 用語の説明	34
◇ 東京都台東区生活安全条例	36
◇ 東京都台東区生活安全条例施行規則	37
◇ 東京都台東区暴力団排除条例	39
◇ 東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例	42
◇ 東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則	45
◇ 台東区民憲章	
◇ 台東区暴力団追放都市宣言	

1 全国・都内の犯罪発生状況の概要

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移（令和2年から令和6年）

全国の刑法犯認知件数は、平成14年（2,854,061件）をピークに令和3年まで19年連続で減少していましたが、令和4年より再び増加となっています。（表1-1）

（表1-1）全国の刑法犯認知件数の推移（令和2年～令和6年）

（単位：件）

年次 罪種別	2	3	4	5	6	前年対比
刑法犯総数	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679	34,328
凶悪犯総数	4,444	4,149	4,437	5,750	7,034	1,284
粗暴犯総数	51,829	49,717	52,701	58,474	57,746	△728
窃盗犯総数	417,291	381,769	407,911	483,695	501,507	17,812
知能犯総数	34,065	36,663	41,308	50,035	61,986	11,951
風俗犯総数	7,723	7,880	8,133	11,774	18,465	6,691
その他刑法犯	98,879	87,926	86,841	93,623	90,941	△2,682

（警察庁統計資料より）

(2) 東京都内の刑法犯認知件数の推移（令和2年から令和6年）

東京都内の刑法犯認知件数は、平成14年（301,913件）をピークに令和3年まで19年連続で減少していましたが、令和4年より再び増加となっています。（表1-2）

（表1-2）東京都内の刑法犯認知件数の推移（令和2年～令和6年）

（単位：件）

年次 罪種別	2	3	4	5	6	前年対比
刑法犯総数	82,764	75,288	78,475	89,098	94,752	5,654
凶悪犯総数	669	611	629	768	1,025	257
粗暴犯総数	6,461	6,154	6,875	7,370	7,936	566
窃盗犯総数	55,226	48,220	51,231	59,888	61,940	2,052
知能犯総数	6,294	8,179	7,468	7,336	8,695	1,359
風俗犯総数	764	754	860	1,425	2,513	1,088
その他刑法犯	13,350	11,370	11,412	12,311	12,643	332

（警視庁統計資料より）

2 台東区内の犯罪発生情勢

(1) 台東区内の刑法犯認知件数の推移

令和6年の台東区内における全刑法犯の総件数は2,767件で、前年より50件減少しました。前年と比較すると粗暴犯(△63件)、窃盗犯(△69件)は減少し、凶悪犯(+7件)、知能犯(+33件)、風俗犯(+38件)は増加しました。(表2-1)

(表2-1) 台東区内の刑法犯認知件数の推移(令和2年～令和6年) (単位：件)

罪種別	年次	2	3	4	5	6	前年対比
刑法犯総数		2,482	2,375	2,535	2,817	2,767	△50
凶悪犯総数		30	25	22	34	41	7
粗暴犯総数		248	249	282	350	287	△63
窃盗犯総数		1,638	1,558	1,688	1,895	1,826	△69
知能犯総数		176	197	165	161	194	33
風俗犯総数		26	21	27	39	77	38
その他刑法犯		364	325	351	338	342	4

(資料提供：区内警察署)

特殊詐欺の被害件数は47件、被害金額は274,985,859円で、前年と比較して件数は9件、被害金額は207,809,883円増加しました。(表2-2)

(表2-2) 警察署別特殊詐欺(恐喝)被害状況(令和2年～令和6年) (単位：件)

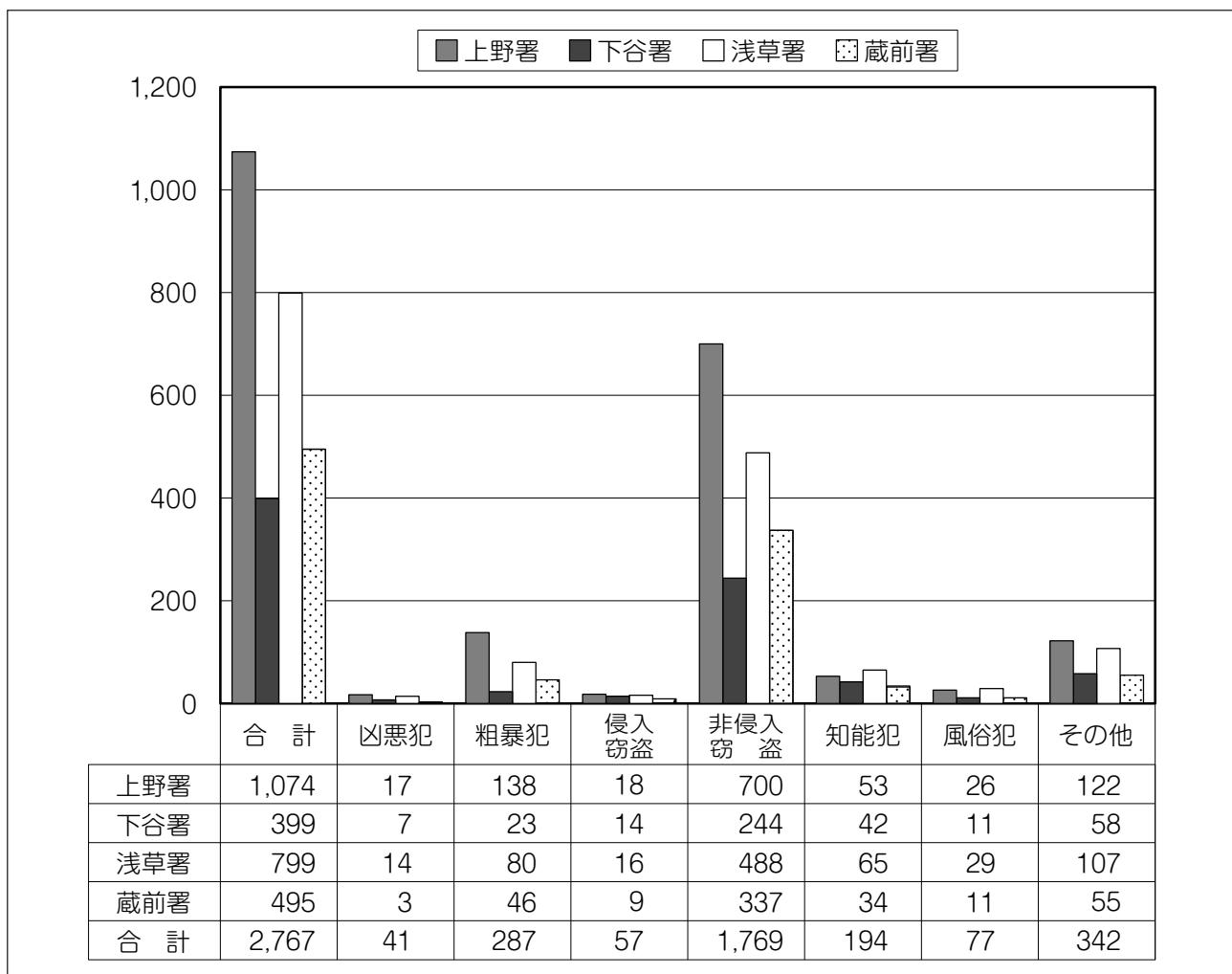
年	種別	上野	下谷	浅草	蔵前	計	前年対比
6	オレオレ詐欺(恐喝含む)	3	5	2	4	14	7
	預貯金詐欺	1	5	2	4	12	2
	架空詐欺(恐喝含む)	3	3	2	1	9	3
	融資保証金詐欺						
	還付金詐欺	3	1	4	1	9	0
	金融商品詐欺						
	キャッシュカード詐欺盗		1	1	1	3	△3
	被害件数	10	15	11	11	47	9
5	被害件数	5	14	10	9	38	△10
	被害金額(円)	2,914,480	18,292,345	22,293,609	23,675,542	67,175,976	1,253,723
4	被害件数	5	14	11	18	48	△39
	被害金額(円)	5,935,835	20,753,237	8,182,514	31,050,667	65,922,253	△102,023,473
3	被害件数	5	33	27	22	87	39
	被害金額(円)	3,787,375	59,352,490	49,398,261	55,407,600	167,945,726	67,004,147
2	被害件数	4	19	11	14	48	△11
	被害金額(円)	6,181,662	33,671,869	20,481,252	40,606,796	100,941,579	△25,167,901

(資料提供：区内警察署)

(2) 台東区内警察署管内別刑法犯認知件数状況

(表2-3) 警察署管内別刑法犯認知件数状況(令和6年)

(単位:件)



(資料提供:区内警察署)

(表2-4) ※参考(令和5年以前)

(単位:件)

年	警察署名	合計	凶悪犯	粗暴犯	侵入窃盗	非侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他
5年	上野署	1,168	14	159	18	760	62	14	141
	下谷署	400	7	43	10	260	21	7	52
	浅草署	778	11	98	19	497	40	12	101
	蔵前署	471	2	50	11	320	38	6	44
	合計	2,817	34	350	58	1,837	161	39	338
4	4署合計	2,535	22	282	53	1,635	165	27	351
3	4署合計	2,375	25	249	41	1,517	197	21	325
2	4署合計	2,482	30	248	89	1,549	176	26	364

(資料提供:区内警察署)

(3) 台東区内の窃盗犯認知件数の推移

令和6年の窃盗犯の認知件数は、1,826件で前年と比較して69件減少しました。(表2-5)

(表2-5) 窃盗犯認知件数の推移(令和2年～令和6年)

(単位：件)

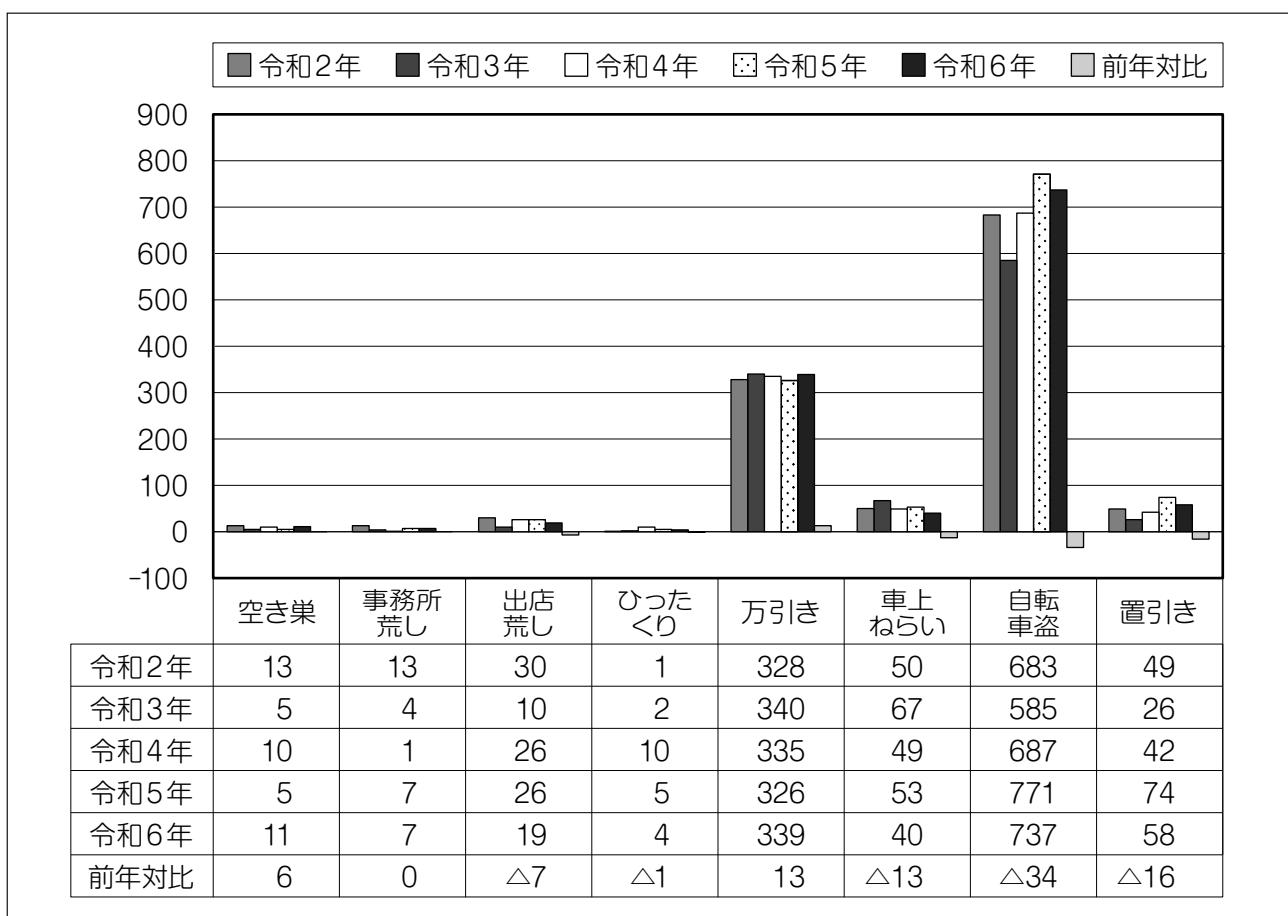
年次 罪種別	2	3	4	5	6	前年対比
窃盗犯総数	1,638	1,558	1,688	1,895	1,826	△69
侵入窃盗	89	41	53	58	57	△1
非侵入窃盗	1,549	1,517	1,635	1,837	1,769	△68

(資料提供：区内警察署)

罪種別の件数では、前年と比較すると、出店荒し(△7件)、ひったくり(△1件)、車上ねらい(△13件)、自転車盗(△34件)、置引き(△16件)が減少したのに対して、万引き(+13件)が増加しました。(表2-6)

(表2-6) 年別：窃盗犯の主な罪種別認知件数の推移(令和2年～令和6年)

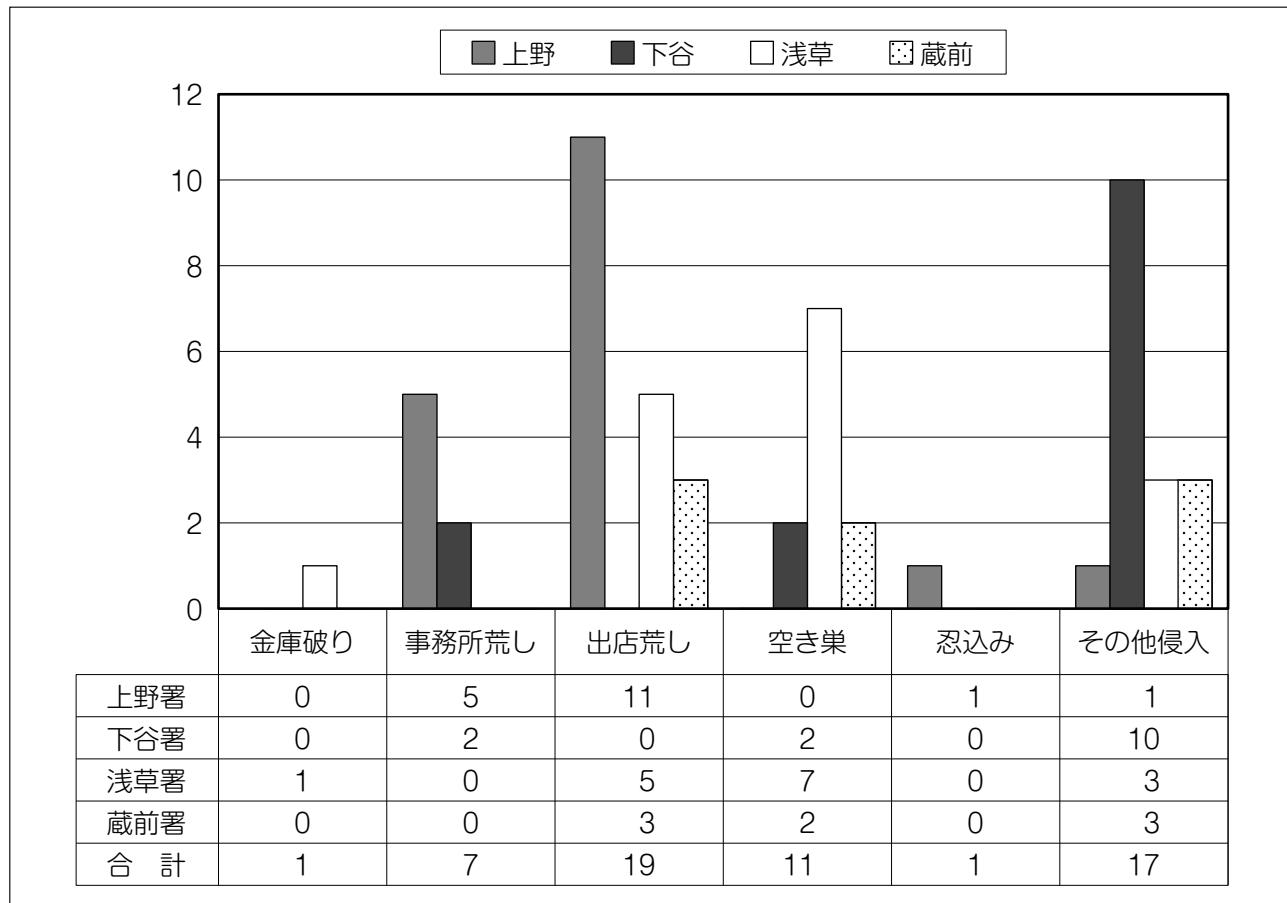
(単位：件)



(資料提供：区内警察署)

(表2-7) 警察署別：侵入窃盗被害の罪種別被害状況(令和6年)

(単位：件)

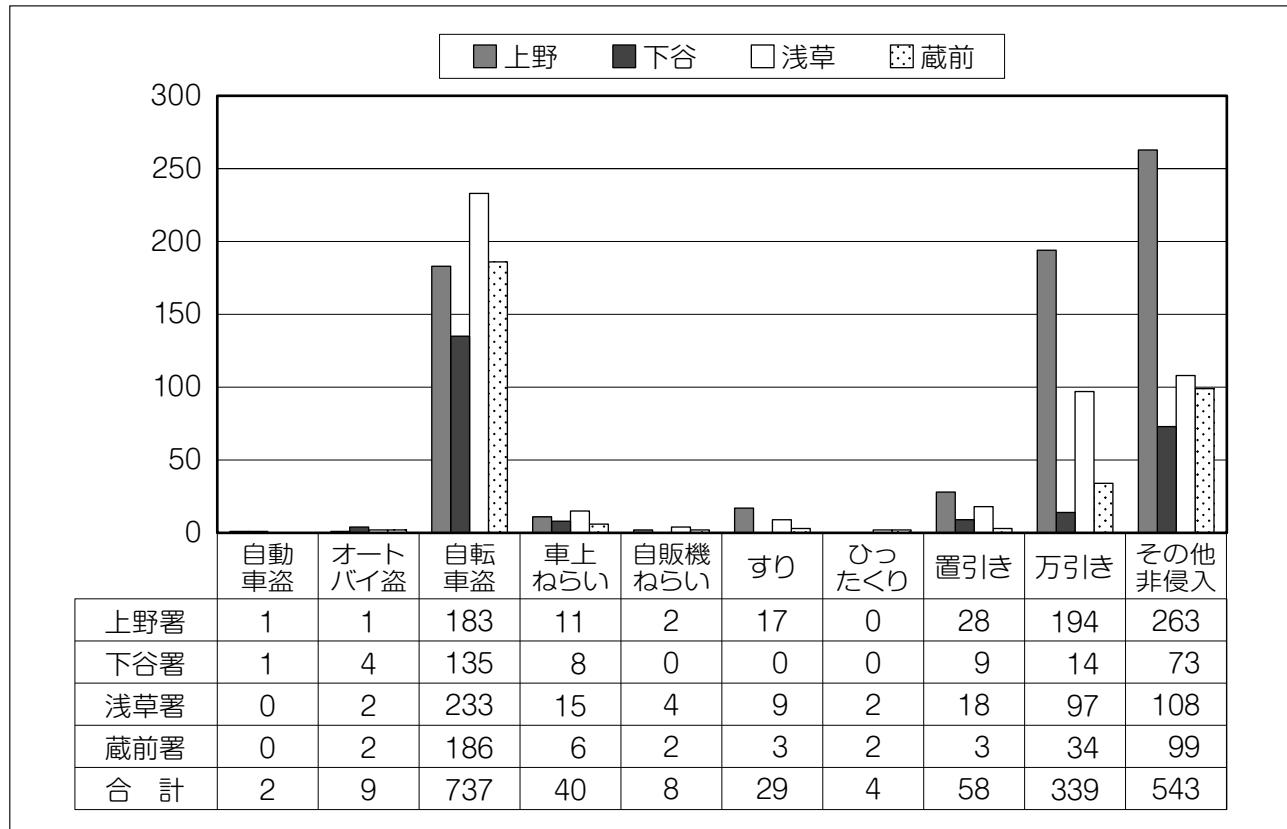


※その他侵入(学校荒らし、居空きを含む)

(資料提供：区内警察署)

(表2-8) 警察署別：非侵入窃盗被害の罪種被害状況(令和6年)

(単位：件)



(資料提供：区内警察署)

(4) 台東区内地区別（町会別）主な窃盗被害認知件数状況

(各警察署調べ)

令和6年地区別犯罪発生状況

地 区	犯罪項目 ひつ たぐり	令和6年									合 計 (件)
		置 引き	車上 ね らい	自 転 車 盗	事務所 荒 し	出店 荒 し	空 き 巣	自 販 機 ね らい	オ ー ト バ イ 盗	自 動 車 盗	
竹 町 地 区		5	2	35	1	1					44
東上野 地 区		10		20	1	1			1		35
上 野 地 区		9	8	95	3	9				1	125
入 谷 地 区		6	7	74	2		1				90
金 杉 地 区		3	1	48			1		4	1	58
谷 中 地 区				10							10
浅草橋 地 区		1	1	63		1	2	1	1		70
浅草寿 地 区	1	2	4	81		1		1			90
雷 門 地 区	1	14	5	143		3			2		168
馬 道 地 区			6	70		2	4	3			85
清 川 地 区	2	4	5	61		1	3	1	1		78
発生場所不明分		4	1	37							42
令和6年 全地区認知件数合計	4	58	40	737	7	19	11	8	9	2	895
前年対比	△1	△16	△13	△34	0	△7	6	3	0	△1	△63
令和5年 認知件数合計	5	74	53	771	7	26	5	5	9	3	958
令和4年 認知件数合計	10	42	49	687	1	26	10	6	13	3	847
令和3年 認知件数合計	2	26	67	585	4	10	5	4	10	2	715
令和2年 認知件数合計	1	49	50	683	13	30	13	8	8	0	855

※上野地区 (JR上野駅、JR御徒町駅を含む)

※入谷地区 (JR鷺谷駅を含む)

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
竹町地区										
竹町南町会		2	1	1						4
竹町中町会				7						7
台東四丁目町会				3						3
佐竹町会				4						4
二長町町会		2	1	5						8
御徒町一丁目町会		1		6						7
御徒町二丁目町会				4						4
仲徒一丁目町会				5	1	1				7
秋葉原町会										0
長者町一丁目町会										0
上野南大門町町会										0
認知件数	0	5	2	35	1	1	0	0	0	44
前年対比	0	5	△1	△1	1	0	0	0	0	4
令和5年 認知件数	0	0	3	36	0	1	0	0	0	40
令和4年 認知件数	0	2	1	46	0	6	1	0	0	57
令和3年 認知件数	0	2	8	29	1	2	0	0	0	42
令和2年 認知件数	0	1	4	34	0	0	0	2	1	42

ひとくちメモ ☆特殊詐欺の被害防止対策 不審な電話は110番！

不審な電話とは

- ・息子さんやお孫さんから
「携帯電話をなくした」「番号が変わった…」「電車の中に鞄を忘れた」「会社のお金を横領した」
- ・警察官や金融機関から
「あなたの口座が振り込め詐欺に利用された…」「預(貯)金やキャッシュカードを預かります」
- ・区役所等の行政職員から
「還付金があるので、ATMで手続きするように」

もし、このような電話がかかってきたら

- 1 必ず、家族の「**変更前の電話番号**」にかけ直しましょう。
※つながらない場合は、ご家族・ご親戚に連絡し、事実を確認しましょう。
- 2 「ウソ」だと分かったら、すぐに最寄りの警察署、または110番へ通報しましょう。

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置 き 引 き	車 上 ね り い	自 転 車 盗	事 務 所 荒 し	出 店 荒 し	空 き 巣	自 販 機 ね り い	オ ー ト バ イ 盗	
東上野地区										
東上野西町会		1		3	1					5
東上野2丁目町会				4				1		5
東上野徒三町会		1		2				1		4
東上野宮元町会		2		3						5
東上野三丁目中町会										0
東上野車坂町会		1		1						2
東上野稻神町会				2		1				3
東上野神吉町会		4		4				1		9
東上野四丁目本町会		1		1						2
認知件数	0	10	0	20	1	1	0	2	1	0
前年対比	△2	9	△3	△7	0	1	0	2	0	0
令和5年 認知件数	2	1	3	27	1	0	0	0	1	0
令和4年 認知件数	0	1	1	24	0	2	1	0	1	0
令和3年 認知件数	0	1	3	22	0	1	0	0	1	1
令和2年 認知件数	0	2	3	33	1	2	0	0	0	41

ひとくちメモ ☆ストップ！ ATMでの携帯電話

- 詐欺被害を防ぐため、ATMコーナーでの携帯電話の利用はご遠慮ください。
- ATMに誘導されたら、詐欺です。
- ATMで還付金の手続きは出来ません。
- 少しでもおかしいと感じたら、警察に連絡しましょう。



(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)	
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗		
上野地区											
黒門町町会				4						4	
東黒門町町会			1	3	1					5	
坂町同朋町親和会				1		1				2	
長者町二丁目町会				3						3	
仲御徒町中町会	1		9							10	
仲徒三四町会		2	5		1					8	
下谷町町会		1	9		4					14	
上野三橋五條町町会				2		1				3	
上野町町会				5	1	1				7	
上野広小路町会	2	1	2						1	6	
数寄屋町町会				1						1	
池之端仲町町会		2	3							5	
元黒門町会	1		2		1					4	
上野東広小路会										0	
池之端茅町町会	1		12							13	
池之端2丁目町会	1	1	5							7	
池之端三丁目町会	1		1							2	
池之端4丁目町会			3							3	
上野公園町会	2		3							5	
上車坂町会				3	1					4	
下車坂町会				4						4	
JR上野駅				12						12	
JR御徒町駅				3						3	
認知件数	0	9	8	95	3	9	0	0	0	125	
前年対比	△2	△19	4	△15	3	△1	0	△1	△2	0	△33
令和5年 認知件数	2	28	4	110	0	10	0	1	2	1	158
令和4年 認知件数	2	15	9	111	0	7	2	0	1	0	147
令和3年 認知件数	1	16	13	87	1	4	0	0	0	0	122
令和2年 認知件数	1	18	7	102	2	11	0	2	0	0	143

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
入谷地区										
根岸二丁目町会			4	9						13
上根岸町会		2		13						15
中根岸町会				1	1					2
坂本町会		1			1					2
坂本二丁目町会		1	1	3						5
入谷町会		1		9						10
仲入谷町会				2						2
入谷中央町会		1		6						7
本入谷町会				2						2
入谷北栄町会										0
松が谷四丁目本町会				1						1
松が谷四丁目東栄会				4						4
北上野町会			1	1						2
松が谷三丁目町会				7			1			8
入谷光和町会				2						2
北上野二丁目町会				4						4
北上野1丁目町会				4						4
下谷1丁目町会			1	5						6
下谷二丁目町会				1						1
JR鶯谷駅										0
認知件数	0	6	7	74	2	0	1	0	0	90
前年対比	△1	4	2	△17	2	△4	0	△1	△1	0
令和5年 認知件数	1	2	5	91	0	4	1	1	1	106
令和4年 認知件数	2	2	4	80	0	2	2	0	4	96
令和3年 認知件数	0	2	2	60	0	0	1	2	0	67
令和2年 認知件数	0	6	2	100	3	2	3	1	0	117

ひとつくちメモ ☆車上ねらい対策

- 車から離れるときは、短時間でも確実に「ドアロック」しましょう。
- 車内にバッグ等の貴重品を放置しないようにしましょう。
- 警報ブザーを活用しましょう。

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)	
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗		
金杉地区											
金杉一丁目町会				1						1	
下谷東町会										0	
金杉仲通町会										0	
金杉二丁目町会	1		5							6	
三ノ輪町会	1		7							8	
東三ノ輪町会	1		3			1		1		6	
三ノ輪一丁目町会			6							6	
竜泉三丁目泉町会			4					1	1	6	
竜泉中部町会			1							1	
竜泉南部町会			1							1	
竜泉二丁目町会		1	4					1		6	
竜泉西部町会			5							5	
金杉上町町会			7					1		8	
下根岸町会			4							4	
認知件数	0	3	1	48	0	0	1	0	4	1	58
前年対比	0	1	△2	△16	△1	△1	1	△1	2	1	△16
令和5年 認知件数	0	2	3	64	1	1	0	1	2	0	74
令和4年 認知件数	2	1	7	52	0	0	1	1	1	0	65
令和3年 認知件数	0	1	3	39	0	0	1	0	1	1	46
令和2年 認知件数	0	1	1	58	0	7	0	2	1	0	70

ひとくちメモ ☆空き巣対策

- ワンドア・ツーロック！ ドアや窓には補助錠を取り付けましょう。
- 合わせガラスや防犯フィルムを窓に貼りましょう。
- 短時間の外出であっても、必ず鍵をかけましょう。
- 家を長期間留守にする際は、隣近所の方に一声かけましょう。
- 自宅の玄関、中庭等、夜間暗くなるところには、照明を設置し、早めの点灯に心掛けましょう。

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
谷中地区										
東桜木町会				2						2
上野桜木町会				2						2
天王寺町会				2						2
天茶親交会										0
谷中町町会										0
谷中坂町町会										0
谷中真島町会										0
谷中南町町会										0
谷中三崎町会										0
北町緑会										0
谷中親和会				1						1
初音町一丁目町会										0
初三親和会				1						1
谷中初四町会				2						2
認知件数	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
前年対比	0	△2	△1	6	0	0	△1	0	0	2
令和5年 認知件数	0	2	1	4	0	0	1	0	0	8
令和4年 認知件数	1	0	2	13	0	0	0	0	0	16
令和3年 認知件数	0	0	1	12	0	0	0	0	0	13
令和2年 認知件数	0	0	1	9	0	0	5	0	0	15

ひとつくちメモ ☆自転車盗対策

- 短時間でも、必ずカギをかけましょう。
- 路上駐車をしないようにしましょう。
- 防犯登録をしましょう。
- 複数のカギをかけることをおすすめします。

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
浅草橋地区										
浅草橋一丁目西町会				7						7
浅草橋新福井町会				1						1
浅草橋4丁目町会				4						4
浅草橋5丁目柳北町会				4						4
浅草橋柳二町会				6						6
浅草橋1丁目町会	1	1	6		1					9
浅草橋1丁目協和町会				7						7
浅草橋3丁目町会				8		1				9
柳橋町会				9				1		10
鳥越1丁目町会				3		1				4
鳥越二丁目町会				4					1	5
蔵前一丁目町会				2						2
浅草橋3丁目蔵元町会				2						2
認知件数	0	1	1	63	0	1	2	1	1	0
前年対比	0	△3	△1	14	0	1	1	1	1	0
令和5年 認知件数	0	4	2	49	0	0	1	0	0	0
令和4年 認知件数	1	2	3	44	0	0	0	0	0	1
令和3年 認知件数	0	2	7	47	1	2	0	0	3	0
令和2年 認知件数	0	0	3	32	1	1	1	0	0	0
	70									



(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
浅草寿地区										
浅草小島一丁目町会				6						6
小島二丁目東町会				4						4
小島二丁目西町会				5						5
東三筋町会				4						4
西三筋町会				1						1
蔵前三桂町会				4						4
三筋二丁目町会				3						3
元浅草三丁目町会				4						4
精華町会				2						2
蔵前三・四丁目町会		1	3							4
蔵前中央町会										0
元蔵三町会		1	6							7
浅草駒形南町会	1		5							6
駒形町会			4							4
浅草寿町一丁目町会			3							3
浅草寿町二丁目町会		1	4							5
浅草寿町三丁目町会	1	1	3							5
浅草寿町三丁目東町会										0
浅草寿町四丁目町会			3		1		1			5
栄久町会			3							3
阿部川町会			1							1
菊屋橋町会			2							2
元浅草七軒町会			4							4
元浅草永住町会		1	5							6
南松山町町会										0
南清島町町会			1							1
元浅草二丁目町会稻和会			1							1
都営小島アパート自治会										0
認知件数	1	2	4	81	0	1	0	1	0	90
前年対比	1	2	△5	△14	△2	1	△1	1	△1	△19
令和5年 認知件数	0	0	9	95	2	0	1	0	1	109
令和4年 認知件数	0	2	1	59	1	2	1	3	1	71
令和3年 認知件数	0	0	3	57	1	0	0	0	2	63
令和2年 認知件数	0	1	6	51	2	1	2	1	1	65

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)	
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗		
雷門地区											
雷門田原町会				2		1				3	
西浅草一丁目町会				8		1				9	
松が谷1丁目町会				1						1	
東上野六丁目南町会				6						6	
東上野六丁目北町会				5						5	
松葉町会	1			13						14	
西浅草2丁目東町会			1	5					1	7	
西浅草2丁目西町会				4						4	
浅草芝崎町東町会		1		5						6	
浅草芝崎町西町会				2						2	
浅草芝崎町中町会				4						4	
西浅草3丁目北部町会				4						4	
浅草1丁目三栄町会				7						7	
雷門東部町会				5						5	
雷門中部町会				5						5	
雷門西部町会				2						2	
浅草東町会		1		1						2	
浅草中央町会				1						1	
浅草西町会				2						2	
浅草公園町会	9	4	37		1			1		52	
仲見世町会		3								3	
花川戸一丁目町会				14						14	
花川戸二丁目町会				8						8	
浅草馬道一丁目町会				2						2	
浅草公園周辺地区(浅草2-3)										0	
認知件数	1	14	5	143	0	3	0	0	2	0	168
前年対比	1	△14	△2	13	0	△2	0	0	2	△1	△3
令和5年 認知件数	0	28	7	130	0	5	0	0	0	1	171
令和4年 認知件数	1	15	3	100	0	4	0	1	2	0	126
令和3年 認知件数	0	2	11	106	0	1	0	0	1	0	121
令和2年 認知件数	0	16	10	95	4	5	1	0	1	0	132

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗	
馬道地区										
千束一丁目南町会			1	10						11
千束二丁目光月町会				1						1
千束2丁目西町会			1	2						3
浅草千和町会				2				1		3
大鳥町会				2			1			3
千束3丁目千吉町会										0
京町二丁目町会				2						2
京町一丁目町会										0
千束四丁目角町町会						1				1
揚屋町会				2						2
千束四丁目江戸二町会				3						3
江戸町一丁目町会				4						4
浅草二丁目町会		1	12							13
浅草3丁目象一町会		1	2							3
浅草三丁目東町会			1							1
浅草象潟町会			2				1			3
浅草中町会		2	3		1					6
千草町会			6				1			7
浅草象三町会			3				1			4
浅草馬三町会										0
浅草馬二町会			3							3
猿若町会			1				2			3
田町聖横町会			1							1
聖天町会			8							8
認知件数	0	0	6	70	0	2	4	3	0	85
前年対比	0	△2	△2	△21	△3	1	4	1	0	0
△22										
令和5年 認知件数	0	2	8	91	3	1	0	2	0	107
令和4年 認知件数	0	1	9	86	0	3	1	0	3	103
令和3年 認知件数	0	0	9	81	0	0	1	0	1	92
令和2年 認知件数	0	3	5	89	0	0	0	0	1	98

(各警察署調べ)

令和6年町会別犯罪発生状況

犯罪項目	令和6年									合 計 (件)	
	ひつたくり	置引き	車上ねらい	自転車盗	事務所荒し	出店荒し	空き巣	自販機ねらい	オートバイ盗		
清川地区											
浅草五一町会				3						3	
堤町会				2						2	
日本堤本町会				1		1				2	
日本堤2丁目西町会				3						3	
今戸1丁目町会				1				1		2	
今戸2丁目町会				1						1	
今三町会				7						7	
橋場一丁目町会	1		1							2	
橋場2丁目町会		1	5							6	
吉野町会			5							5	
東清南町会			1							1	
浅草東清町会			4							4	
浅草町一町会	1	1								2	
浅草町二町会	1		1							2	
清川町会	1		2	5			1			9	
石浜一丁目町会				1						1	
石浜2丁目町会				2			1			3	
石浜3丁目町会			1	2						3	
東浅草二丁目中町会	1			2			1			4	
日本堤1丁目中央町会				3				1		4	
日本堤2丁目東町会				2						2	
隅田公園地区		1		9						10	
認知件数	2	4	5	61	0	1	3	1	1	0	78
前年対比	2	0	△3	△3	0	△3	2	1	0	0	△4
令和5年 認知件数	0	4	8	64	0	4	1	0	1	0	82
令和4年 認知件数	1	0	8	69	0	0	1	1	0	0	80
令和3年 認知件数	1	0	7	45	0	0	2	2	1	0	58
令和2年 認知件数	0	0	7	72	0	1	1	0	3	0	84

3 台東区における生活安全対策

(1) 生活安全対策の推進体制

① 生活安全推進協議会

区、区議会、警察署、消防署、郵便事業者、防犯協会、町会、教育、商業、ホテル旅館組合・観光団体等の代表約50名が集まり、情報共有や意見交換を通じて、各団体の連携を図り、生活安全施策を推進しています。

② 生活安全対策委員会

防犯協会、区立小・中学校PTA代表、各警察署の生活安全課長、区の部課長約20名で構成され、生活安全についての問題や現状の把握、施策の実施について具体策を協議しています。

(2) 生活安全施策

① 区民等の防犯意識の啓発・向上

ア 生活安全のつどい

10月の全国地域安全運動の一環として、区民の防犯意識の向上を図るために、区、区内4警察署、防犯協会の共催で実施しています。

令和6年10月5日（土）、浅草公会堂で実施し、第一部 式典、第二部 プロの劇団員による特殊詐欺被害防止公演、第三部 AMEMIYAさんによる防犯歌ネタ＆トークショーを行いました。

イ 暴力団追放キャンペーン

区民をはじめ地域全体で暴力団と一線を画す意識を啓発し、暴力団を排除・根絶する機運を高めるために、台東地区暴力団追放推進協議会、区、区内警察署の共催で実施しています。

令和6年9月15日（日）、浅草ビューホテルで開催し、同時開催の浅草サンバカーニバルにて暴追パレードを行い、暴力団追放を広くアピールしました。

ウ 「台東区の生活安全」の発行

地域の防犯活動の参考に、区内の犯罪発生状況の統計や区の生活安全施策などをまとめ、生活安全推進協議会委員や町会等に配付しています。

エ 「生活安全ニュース」の発行

区内の犯罪情勢や地域の自主防犯活動の取組、区の生活安全に関する取組、区内4警察署の活動状況などを紹介するため、新聞折込みで年1回区内の世帯へ配付しています。

② 区民等の自主防犯活動への支援

ア 防犯パトロール用品等の貸与

区内の自主パトロール団体に対して、防犯協会を通じて防犯パトロール用品を貸与することにより、活動の活性化と防犯体制の強化を図っています。

イ 青色回転灯付パトロールカーの夜間派遣

区が指定する実施日に地区町会連合会（11地区）のうち2地区において、青色回転灯付パトロールカーによる夜間パトロールを実施しています。実施日に、町会等が行う自主防犯パトロールへの参加要請があった場合は、パトロールカーを派遣し、一緒にパトロールを実施しています。

対象	区内の自主防犯活動を行っている団体
時間	毎週月曜日から土曜日 午後7時～午後9時
車両	青色回転灯付パトロール車両（軽自動車）2台
実績	令和7年3月6日 雷門東部町会

ウ 安全・安心リーダー講習会

自主防犯パトロール活動を充実するために、活動の推進役となるリーダーを養成する講習会を町会単位で実施しています。

	開催日	団体名	参加者数
1	令和6年12月2日	蔵前三・四丁目町会	7人
2	令和6年12月20日	浅草芝崎町西町会	9人
3	令和7年2月18日	竹町中町会	18人
4	令和7年2月21日	坂本町会	8人
5	令和7年2月25日	竜泉中部町会	15人

③ 防犯設備整備補助事業

ア 防犯カメラ設置助成

防犯パトロール（月1回以上）等の防犯活動を実施する町会・商店街等が、その防犯活動を補完する目的で、防犯カメラ等の防犯設備を整備する場合に、その費用の一部を助成しています。

（令和7年3月末現在）

対象団体	補助率	補助限度額
複数の地域団体が連携して行う場合 (複数の町会、町会と商店街等)	新規設置、更新(交換) 11/12(区 1/3、都 7/12)	750万円 (区300万円、都450万円)
地域団体が単独で行う場合 (单一町会)		500万円 (区200万円、都300万円)
商店街及び商店街連合会が行う場合	新規設置、更新(交換) 5/6(区 1/3、都 1/2)	600万円 (区300万円、都300万円)

※令和7年度より補助率が変更になりました。

町会・商店街等に対する防犯カメラ補助状況(令和7年3月末現在)

(※現在の設置台数とは異なります。)

実施年度 (補助台数合計)	地域団体名	補助台数 (台)	実施年度 (補助台数合計)	地域団体名	補助台数 (台)
15年度 (166台)	上野中央通り商店会	7	27年度 (81台)	浅草ひさご通り商店街協同組合	10
	上野中通商店街振興組合	24		浅草二丁目町会	
	御徒町駅前通り商店会	24		浅草西町会、伝法院通り商店会	16
	上野御徒町中央通り会	24		浅草西町会稻荷通り睦会	
	上野二丁目仲町通り商店会	11		浅草たぬき通り商店会	
	浅草新仲見世商店街振興組合	53		浅草3丁目象一町会	7
	ジュエリータウンおかちまち	23		浅草国際通り商店街連合会	
	ジュエリータウンおかちまち	8		浅草芝崎町中町会、浅草芝崎町東町会	12
	仲見世商店街振興組合	64		浅草伝法院通り商店街振興組合	8
	浅草伝法院通り商店街振興組合	8		浅草象潟町会	6
16年度 (141台)	みちびき花の辻商店街振興組合	6		東京合羽橋商店街振興組合	19
	アメ横通り中央商店街振興組合	27		浅草橋一丁目協和町会	7
	ユースロード上野	24		根岸二丁目町会	8
	浅草西町会稻荷通り睦会	4		池之端4丁目町会	5
	上野御徒町中央通り会	1		北上野町会	3
	上野二丁目仲町通り商店会	5		東上野神吉町会	2
	御徒町通り会	22		浅草東町会	9
17年度 (54台)	下谷町町会	26		北上野町会	3
	御徒町通り会	7		鳥越一丁目町会	7
	浅草国際通り商店街連合会	21		池之端二丁目町会	8
	浅草東町会	8		仲入谷町会	4
18年度 (42台)	吉原六ヶ町町会	6		戸前三桂町会	3
	吉原六ヶ町町会	6		精華町会	3
	浅草中央通り商店街振興組合	6		大鳥町会	4
	浅草国際通り商店街連合会	5		元浅草三丁目町会	4
19年度 (17台)	雷門柳小路睦会	9		三筋二丁目町会	3
	浅草国際通り商店街連合会	8		西三筋町会	3
	ふれあい通り会	3		台東四丁目町会	2
20年度 (17台)	御徒町商栄協同組合	16		北上野1丁目町会	1
	浅草駅前通りあづま会	5		竜泉中部町会	1
	上野第一商業協同組合	9		竹町中町会	4
21年度(3台)	六区花道商店会	4		東三筋町会	3
	浅草新仲見世商店街振興組合	47		浅草橋新福井町会	2
	上野中通商店街振興組合	18		龍泉南部町会	3
22年度 (21台)	仲見世商店街振興組合	65		ジュエリータウンおかちまち	6
	雷門東部町会・雷門東部商店会	17		浅草中央通り商店街振興組合	6
	上根岸町会・中根岸町会・鶯東会・鶯谷中央商店会	14		東京合羽橋商店街振興組合	15
23年度 (13台)	北上野町会	1		御徒町二丁目町会	6
	北上野2丁目町会	2		北上野町会	3
	菊屋橋町会	6		浅草1丁目三栄町会	
	鳥越本通り商盛会、鳥越1丁目町会	7		浅草すしや通り商店街振興組合	
24年度 (130台)	鳥越2丁目町会	3		浅草食通街	11
	東上野6丁目南町会	6		上野桜木町会	10
	浅草駅前通りあづま会	2		入谷町会	5
	浅草国際通り商店街連合会	16		谷中初四町会	5
	雷門田原町会			浅草三丁目東町会	4
	アメ横通り中央商店街振興組合	27		下谷東町会	1
	浅草中央町会	8		入谷北栄町会	3
	雷門中部町会	2		北上野1丁目町会	1
	石浜1丁目町会	3		竜泉三丁目泉町会	4
	上野二丁目仲町通り商店会	20		元浅草永住町会	3
25年度 (34台)	池之端仲町町会			浅草寿町三丁目東町会	6
	ジュエリータウンおかちまち	14		坂本町会	1
	浅草国際通り商店街連合会			六区花道商店会	6
	雷門田原町会			東京合羽橋商店街振興組合	14
	アメ横通り中央商店街振興組合	27		千束通商店街振興組合	12
26年度 (80台)	浅草中央町会	8		オレンジ通り商店街振興組合	6
	雷門中部町会	2		アメ横表通り商店街振興組合	6
	石浜1丁目町会	3		上野中通商店街振興組合	5
	上野二丁目仲町通り商店会				
	池之端仲町町会				
27年度 (81台)	ジュエリータウンおかちまち	14			
	浅草国際通り商店街連合会				
	西浅草1丁目町会	14			

実施年度 (補助台数合計)	地域団体名	補助台数 (台)	実施年度 (補助台数合計)	地域団体名	補助台数 (台)
令和元年度 (197台)	浅草公園町会	12	令和3年度 (108台)	日本堤本町会	5
	雷門東部町会	10		松が谷1丁目町会	5
	竜泉二丁目町会	5		今戸1丁目町会	5
	松葉町会	18		浅草橋柳二町会	2
	かつば橋かおう会商店街			日本堤1丁目中央町会	13
	花川戸二丁目町会	8		日の出会商店街	
	浅草芝崎町西町会	14		雷門中部町会	11
	かつば橋本通り公西会商店街振興組合			日本堤2丁目西町会	3
	雷門西部町会	8		東上野六丁目北町会	3
	浅草北部ことぶき商店会	12		今三町会	5
	石浜二丁目町会			竹町中町会	3
	下谷1丁目町会	2		谷中南町町会	2
	柳橋町会	8		東黒門町町会	2
	東上野西町町会	2		上根岸町会	14
	浅草寿町三丁目町会	5		龍泉西部町会	1
	金杉二丁目町会	3		池之端茅町町会	7
	田町聖横町会	2		谷中三崎町会	6
	佐竹町会	6		花川戸二丁目町会	3
	浅草芝崎町中町会	2		坂町同朋町親和会	1
	浅草中町会	3		駒形南町会	9
	東桜木町会	5		浅草町一町会	1
	栄久町会	4		柳橋町会	1
	駒形町会	3		雷門東部町会	9
	谷中真島町会	6		北上野1丁目町会	3
	坂本町会	3		浅草新仲見世商店街振興組合	47
	浅草小島一丁目町会	5		浅草西参道商店街振興組合	10
	龍泉西部町会	2	令和4年度 (114台)	西浅草2丁目東町会	5
	中根岸町会	2		松が谷三丁目町会	5
	東浅草2丁目中町会	2		坂本二丁目町会	5
	池之端二丁目町会	4		天王寺町会	3
	谷中町町会	3		浅草橋1丁目町会	1
	阿部川町会	4		浅草町二町会	3
	浅草六区通り会	3		下谷二丁目町会	1
	御徒町通り会	12		浅草三丁目東町会	3
	佐竹商店街振興組合	10		浅草橋1丁目協和町会	3
	伝法院通り東商店会	6		浅草3丁目象一町会	8
	西浅草3丁目北部町会	3		菊屋橋町会	6
	吉野町会	8		雷門東部町会	5
	蔵前三・四丁目町会	4		中根岸町会	1
	坂町同朋町親和会	1		浅草国際通り商店街連合会	
令和2年度 (47台)	浅草馬道一丁目町会	10		雷門田原町会	16
	坂本町会	1		末広会商店街	1
	龍泉南部町会	2		合羽橋本通り商和会	4
	入谷光和町会	4		雷門柳小路睦会	9
	浅草橋一丁目西町会	5	令和6年度 (57台)	金杉一丁目町会	3
	上野桜木町会	4		浅草中町会	2
	竜泉中部町会	1		浅草寿町三丁目東町会	3
	初三親和会	1		浅草象潟町会	7
	上野駅正面通り会	2		東桜木町会	4
	谷中銀座商店街振興組合	4		雷門東部町会	2
	上野御徒町中央通り会 ユースロード上野 仲徒三四町会	20		下車坂町会	3
令和3年度 (108台)	上野駅前一番街商店会 御徒町駅前通り商店会	20		今戸2丁目町会	6
	下谷町町会			池之端二丁目町会	5
	浅草五一町会	7		浅草国際通り商店街連合会	16
	根岸二丁目町会	4		浅草ふれあい通り会	6
合 計					1,677

イ 防犯カメラ維持管理費助成

- 電気料金、電柱等使用料

台東区防犯設備整備事業補助金等を活用して前年度末までに防犯カメラを設置した町会・商店街が負担する電気料金と電柱使用料の一部を助成しています。

(令和7年3月末現在)

補助金の対象経費	補助率	補助対象経費の上限額
電気料金	・町会が設置 都区 5/6 (区 1/3、都 1/2) ・商店街が設置 (※) 都区 2/3 (区 1/3、都 1/3)	1台につき 4,000円
電柱使用 (共架・添架) 料		1本につき 3,000円

※台東区商店街路灯等電灯料補助を受けている場合、電気料金については対象外となります。

- 保守点検費、修繕費、移設費

台東区防犯設備整備事業補助金等を活用して町会・商店街が設置管理している防犯カメラの保守点検費・修繕費・移設費の一部を助成しています。

(令和7年3月末現在)

補助金の対象経費	補助率	補助対象経費の上限額
保守点検費： 防犯カメラの正常な作動の維持を目的に実施される点検作業等に係る経費	・町会が設置 都区 5/6 (区 1/3、都 1/2)	1台につき1万円
修繕費： 機能の一部又は全部に異常が発生している防犯カメラを正常な状態に戻す復旧作業及び防犯カメラの部材等に係る経費		1台につき20万円
移設費： 設置時に予見できなかった事情によるやむを得ない防犯カメラの移設に係る経費	・商店街が設置 都区 2/3 (区 1/3、都 1/3)	

※台東区防犯設備整備事業補助金等以外の公的補助金で設置した場合の負担割合は設置団体1/2、区1/2。

④ 安全・安心速報事業

ア たいとう安全・安心電子飛脚便

スマートフォン、携帯電話、パソコン等のメールアドレスを登録した方へ犯罪情報等を電子メールで配信する「たいとう安全・安心電子飛脚便」を実施しています。

登録者数

(令和7年3月末現在)

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
登録者数(人)	7,314	7,237	7,172	6,960	6,565

配信一覧

期間：令和6年4月～令和7年3月

配 信 内 容	件 数	配 信 内 容	件 数
不審者(声かけ等)	14	詐欺	4
ひったくり	1	暴行	2
情報提供	7	配信件数合計	28

イ たいとう安全・安心かわら版

区から犯罪発生情報等を町会へ隨時送付し、町会掲示板に掲示することにより、地域への周知を図っています。

ウ SNSを活用した情報配信

台東区公式X（旧ツイッター）やLINEにおいても、たいとう安全・安心電子飛脚便で配信した犯罪情報等を随時配信しています。

⑤ パトロール事業

ア「子どもの安全」巡回パトロール

学校、幼稚園、保育園、児童館等、子供に関係する施設及び公園を中心に、青色回転灯付きパトロールカーにより地域をきめ細かく巡回することで、子供の安全確保と地域の犯罪抑止を図っています。

(令和7年3月末現在)

実施日(365)	巡回時間	車両
月曜日～土曜日	午前7時～午後7時	4台
日曜日	午前9時～午後9時	4台
年末年始		2台

※令和6年度より巡回時間等が変更になりました。

イ 夜間防犯パトロール

区が指定する実施日に、地区町会連合会（11地区）のうち2地区において、青色回転灯付パトロールカーが夜間パトロールを実施しています。

ウ 区職員による安全・安心パトロール

庁用車や庁用自転車に安全・安心パトロールのプレートを貼付し、本来の業務を行いながら巡回パトロールを実施しています。

エ たいとう安全・安心パトロール協力隊

地域の犯罪抑止・未然防止を目的に、区内を巡回しながら日常業務を行う事業者の方が、区、区内4警察署と協定を締結し、本来業務と併せて防犯パトロールを行い、安全で安心なまちづくりの実現に寄与しています。

- ・日本郵便株式会社上野郵便局、浅草郵便局
- ・株式会社ゆうちょ銀行 浅草店
- ・台東区新聞販売同業組合（読売・朝日・毎日・日経・産経・東京新聞区内14販売店）

⑥ 子供の安全支援

「夕焼けタイム」の放送

防災行政無線を活用し、下校時等に地域の見守りを呼び掛ける放送を行うことにより、子供の安全に関する意識啓発及び通学路の安全確保を図っています。

<夕焼けタイムの概要>

(令和7年3月末現在)

放送日	放送時間	放送内容(子供たちの見守りのお願い)
月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	3月～10月 午後5時 11月～2月 午後4時30分	「こちらは防災台東です。子供たちの見守りをお願いいたします。地域で安全・安心な街を作りましょう。」

⑦ 特殊詐欺被害防止対策

ア 防災無線による注意喚起

防災無線を活用し、特殊詐欺の被害防止を呼び掛ける放送を行っています。

(令和7年3月末現在)

種類	放送日	放送時間	放送内容
特殊詐欺 防止対策	毎週水曜日	午後1時	「こちらは、防災台東です。特殊詐欺による被害が増えています。不審な電話は、あわてずに、警察に相談しましょう。」

イ 自動通話録音機の無償貸与

区内在住の高齢者世帯(65歳以上の方が居住)に、特殊詐欺対策として「自動通話録音機」を区役所と区内4警察署の窓口で無償貸与しています。

この電話の通話内容は、防犯の為、会話内容を自動録音します。あらかじめご了承ください。

というメッセージが自動で流れます。



[自動通話録音機] イメージ

ウ 銀行ATMへの特殊詐欺被害防止アドバイザーの配置

区内の銀行の無人ATM周辺に特殊詐欺被害防止アドバイザーを配置し、高齢者等への声掛けにより特殊詐欺被害の防止を図るとともに、被害防止の意識啓発を行っています。

令和6年度 特殊詐欺被害防止啓発&自動通話録音機周知用チラシ

おもて



うら



⑧客引き防止対策

区では、区民等に不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止するため、平成29年10月に「東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行しました。

【条例の内容】

禁止行為

◆客引き行為

【対象業種】

酒類提供飲食店・カラオケボックス・店舗型性風俗特殊営業、

児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）に対する物品販売

◆勧誘行為（路上スカウト）

キャバクラ・ファッショナブルスでの勤務やアダルトビデオへの出演等

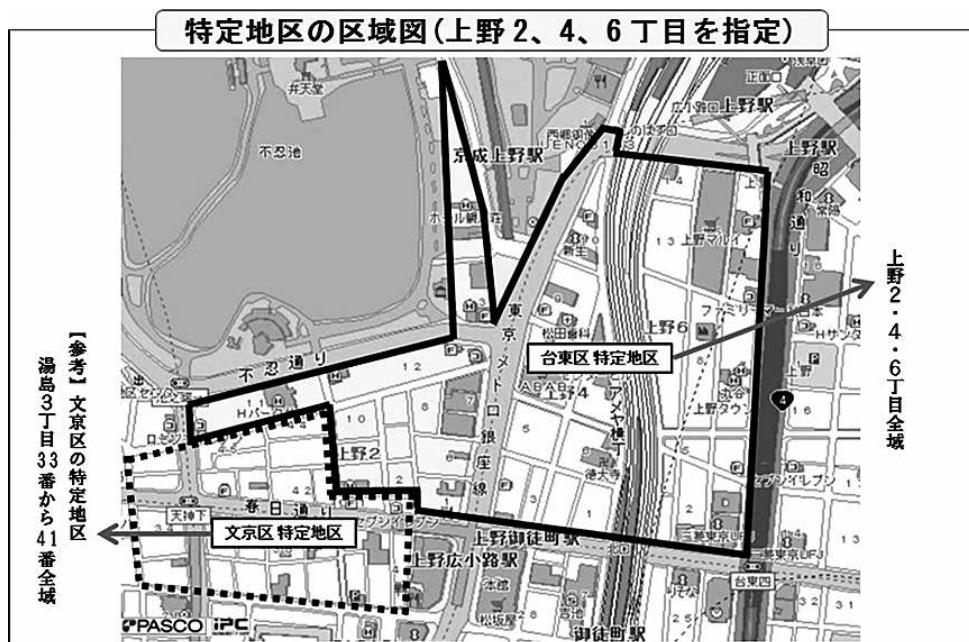
◆客待ち・勧誘待ち行為

客引き、勧誘行為を行う目的で、客待ちをすること

●事業者に対しては、客引き行為又は勧誘行為を用いた営業を禁止。

客引き行為等防止特定地区の指定

防止対策が特に必要と認める上野2、4、6丁目を特定地区に指定し、同地区内において区職員・客引き行為等防止指導員・同推進員が指導等を行っています。



特定地区での主な対策

客引き行為等防止指導員（警備業務委託）が巡回指導等を行っています。

また、商店街等の客引き行為等防止推進員、上野警察署、台東区役所職員、客引き行為等防止指導員が毎月複数回の合同パトロールを実施しています。

指導に従わないときは

指導に従わない者には、区が警告・勧告を行い、勧告に従わない悪質な場合は、氏名、住所、店舗名等の公表、5万円以下の過料を科すことができます。

⑨ サイバーセキュリティ対策

区民や中小企業者等のサイバーセキュリティ意識の向上とサイバー犯罪による被害の防止を図ることを目的に、区は、平成31年1月22日、東京商工会議所台東支部、上野・下谷・浅草・蔵前の4警察署と「サイバーセキュリティに関する協定」を締結しました。

協定に基づき、関係機関が連携して、サイバーセキュリティに関する広報啓発活動等を実施しています。

⑩ 宿泊事業者とのパートナーシップ

区民や区内に宿泊・来訪される誰もが安全安心を実感できるよう、区は、令和元年7月23日、台東区ホテル旅館協会、上野ホテル旅館組合、浅草ホテル旅館組合、鶯谷ホテル旅館組合、城北旅館組合の宿泊施設事業者団体と「安全安心パートナーシップ事業に関する協定」を締結しました。

協定に基づき、宿泊事業者と連携して安全安心に関する啓発活動等を実施しています。

(3) 関係各課による取組

① 道路・公園等の環境整備

道路の危険防止パトロール・指導	(道路管理課)
街路灯整備・維持管理	(土木課)
私道防犯灯整備助成制度	(土木課)
町会、商店街等の民有防犯灯の維持管理費助成	(土木課)
商店街街路灯等電灯料補助	(産業振興課)
公遊園等巡回警備	(公園課)
公遊園等樹木・街路樹の維持管理	(公園課)
区立公園の防犯カメラの維持管理	(公園課)

② 児童・生徒等の安全確保対策

保育園・児童館・こどもクラブ等への防犯設備整備	(児童保育課)
保育園・児童館・こどもクラブ等における不法侵入者対策	(児童保育課)
学校・幼稚園への防犯設備整備	(庶務課)
学校・幼稚園における不法侵入者対策	(庶務課)
防犯ブザーの貸与	(庶務課)
学校安全ボランティアの活動の推進	(庶務課)
小学校通学路の防犯カメラの維持管理	(学務課)
こども110番の周知・普及	(学務課)

③ その他の安全施策の推進

高齢者地域見守りネットワーク	(高齢福祉課)
消費者相談・消費者被害未然防止PR	(くらしの相談課)

デジ ポリス
Digi Police

警視庁
防犯アプリ

ダウンロードはこちらから!!

Android版 iOS版



「いつでも安全 いつまでも安心」をあなたのお手元に。防犯ブザーや痴漢撃退機能も付いています。

4 台東区内（上野・浅草・日本堤）消防署からのお知らせ

(1) 台東区内における火災に関する情報

① 台東区内における年別火災状況

令和6年中の台東区内の火災件数は102件で、焼損床面積は301m²でした。また火災による傷者は20名で死者は0名でした。令和5年と比較すると火災件数は7件、焼損床面積は228m²、傷者は13名とそれぞれ増加しました。

火災による被害軽減のため、今後も引き続き出火防止を呼びかけていきます。

台東区内における火災件数等の推移（令和2年～令和6年）

	火災件数（件）					焼損床面積（m ² ）	死者（人）	傷者（人）
	全件	建物	車両	船舶	その他			
令和6年	102	75	4	0	23	301	0	20
令和5年	95	65	4	0	26	73	1	7
令和4年	118	64	3	0	51	44	0	18
令和3年	83	57	6	0	20	130	3	9
令和2年	68	46	5	0	17	238	3	14

（資料提供：区内消防署）

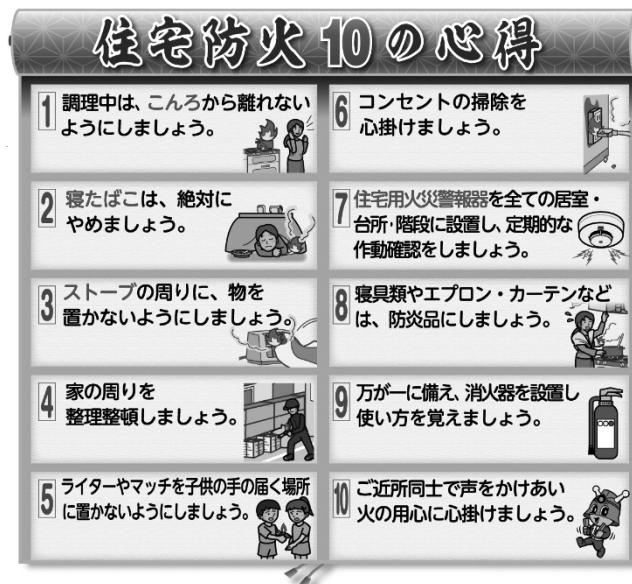
② 住宅防火対策

令和6年中に東京消防庁管内で発生した火災のうち、住宅から出火した火災は、建物火災全体の53.6%（速報値）を占めています。また、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は70.7%（速報値）と高い水準になっています。

東京消防庁管内で発生した住宅火災の主な原因は、1位：ガステーブル等、2位：たばこ、3位：放火・放火疑いです。

台東区では、1位：ガステーブル等、2位：たばこ、3位：モバイルバッテリー等を含む電気関係となっています。

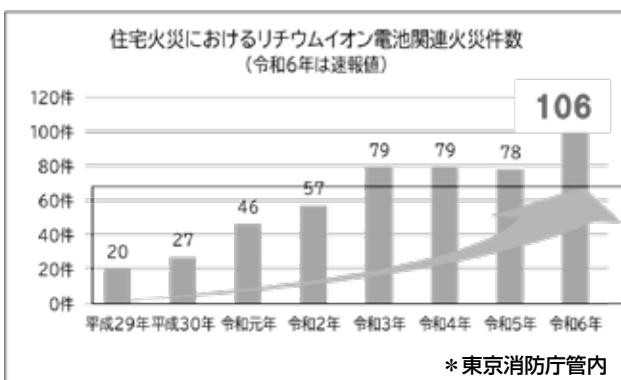
右の「住宅防火10の心得」に注意して、住宅防火対策を図ってください。



【最近のトピック】

リチウムイオン電池火災が急増！

- リチウムイオン電池に起因する火災が、近年急増しています。令和6年中は、106件発生し、過去最多となっています。
- 取扱い方法をよく確認し、異常を感じた場合は、すぐに使用を中止しましょう。



身边にあるリチウムイオン電池搭載製品

住宅火災における
製品用途別発生状況(令和6年中速報値)

	(例)
モバイルバッテリー	35件
携帯電話機	10件
コードレス掃除機	9件
ポータブル電源	8件
電動アシスト付自転車	6件
タブレット	5件
ワイヤレスイヤホン	5件
ノートパソコン	3件
電動工具	3件
ファン付き作業着等バッテリー	2件
その他	20件
計	106件

※生ごみのものは「その他」に分類し、洗濯機風機・ワイヤレスヘッドフォン等を含む。
＊令和6年東京消防庁管内の速報値



こんなときは危険 □ 今すぐチェック！

- 熱のこもりやすい場所で使用している
- 脱着、変形している
- 過去に落下させたことがある
- 充電中や使用中に発熱があることがある
- 充電できないなどの不具合がある

一つでも当てはまる場合は火災の危険が…！

【事例1】「充電中のモバイルバッテリーから出火した火災」

突然、住宅用火災警報器が鳴動し部屋を確認したところ、布団の上で充電していたモバイルバッテリーから火が出ていたのを見ました。

【事例2】「外部からの衝撃により出火した火災」

テーブルに置いてあったスマートフォンに針が当たり、床に落とした直後、出火しました。



充電中に多く発生！～外部衝撃にも要注意～

リチウムイオン電池関連火災(令和6年中)のうち、約6割が充電中に発生しています。最も多いのは「充電方法誤り(正規品以外で充電)」です。

非充電中では、「分解・清潔・バッテリー交換」により多く発生しています。

また、「外部衝撃(落下)」によるものは、充電の有無にかかわらず発生しています。

住宅火災における出火時の状況内訳(令和6年中速報値)



火災を防ぐ6つのポイント

- 1 製品に衝撃を与えない、むやみに分解しない
- 2 整理整頓された場所で充電する
- 3 製造事業者が指定する充電器やバッテリーを使用する
- 4 脱着、充電できない、バッテリーの減りが早くなったり、充電中に熱くなるなど異常がある場合は使用をやめ、製造業者や販売店に相談する
- 5 熱のこもりやすい場所での使用は控える
- 6 万が一の被害に備え不燃性のケースなどに収納する

住宅用火災警報器を備えましょう

住宅用火災警報器は、煙や熱を感じて火災が発生したこといち早く知らせ、素早い避難や有効な初期消火、早期通報に繋げることができます。適切に設置・維持管理を行い、大切な生命・財産を守りましょう。



③ 住宅用火災警報器10年たったらとりカエル

住宅用火災警報器は古くなると、電子部品の劣化や電池切れなどにより、火災を感じなくなることがあります。そのため、設置から10年を目安に、本体を交換することを推奨しています。

住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店、小売店のほか、インターネットを通じて購入することができます。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、 とりカエル。



④ 東京消防庁公式アプリのご案内

東京消防庁の公式アプリは、心肺蘇生法の動画をはじめ、各種イベント情報、クイズなど、多くの皆様に役立つコンテンツが多くたくさんあります。

安全安心に関する情報をいつでも、どこでも、手軽に入手することができる公式アプリです。

是非ダウンロードして、活用してください。

東京消防庁 公式アプリ



ダウンロードはこちら！



iOS版



Android版
Google Play
からダウンロード



(2) 台東区内における救急に関する情報

① 台東区内における年別救急状況

令和6年中の台東区内で要請のあった救急出場件数は、20,868件、搬送人員17,082人でした。

令和5年と比較して、救急出場件数は132件増加し、搬送人員も395人増加しました。

台東区内における救急出場件数等の推移（令和2年～令和6年）

	救急出場件数（件）	搬送人員（人）	1日あたりの平均出場件数（件）
令和6年	20,868	17,082	57.1
令和5年	20,736	16,687	57.0
令和4年	19,273	14,858	52.8
令和3年	16,340	12,844	44.7
令和2年	16,021	13,015	43.8

（資料提供：区内消防署）

② 救急車の適時・適切な利用のお願い

東京消防庁管内の令和6年救急出場件数は935,373件で、35秒に1回の頻度で出動しています。

救急車が出場してから現場に到着するまで、平均8分56秒を要していますが、搬送先の医療機関において、約半数の方が軽症と診断されています。

重症の患者さんに少しでも早く救急車が到着できるよう、自力で病院に通える場合は安易に救急車を呼ばないなど、救急車の適時・適切な利用について皆さまのご協力をお願いします。



③ 救急相談センター「#7119」及び東京版救急受診ガイドの活用について

急な病気やけがをした場合に、「今すぐ病院に行った方がいいのかな?」「救急車を呼んだ方がいいのかな?」など迷った際の相談窓口として、医師、看護師、救急隊経験者などの職員が、24時間・年中無休で対応する東京消防庁救急相談センターを開設しています。#7119は携帯電話、プッシュ回線からご利用いただけます。その他の電話又はつながらない場合は、03(3212)2323からもご利用いただけます。

東京消防庁救急相談センターでの電話による救急相談に加え、東京消防庁ホームページ上で東京版救急受診ガイド（ウェブ版）を提供しています。

これは、緊急性が高いなどの主な19の症状について、利用者が自ら症状をチェックしていくことで、傷病の緊急性などに関するアドバイスが得られるサービスです。詳しくは、東京消防庁ホームページをご覧ください。



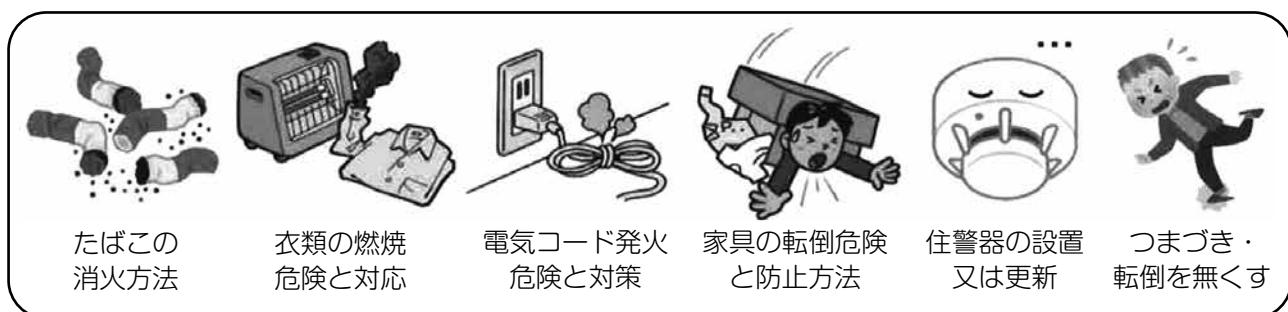
(3) 住まいの防火防災診断

高齢者人口は今後も急速に増加し、超高齢社会がさらに進展することが予想されており、高齢者に関する防火防災対策の強化がますます重要になっています。また、障害者においても、災害時の自力避難が困難なため、高齢者と同様に防火防災上の支援が不可欠です。令和6年中に東京消防庁管内で発生した住宅火災による死者82人のうち、高齢者は58人と70.7%（速報値）を占めており、高齢者の居住環境の安全化を図ることが、火災による犠牲者を減らすために必要不可欠です。

こうした状況の中、高齢者や障害者など災害時に支援を必要とする方々の安全対策推進のため、「住まいの防火防災診断」を行っています。この「住まいの防火防災診断」は、ご本人の了解を得た上で、消防職員がご自宅に訪問し、火災・地震・日常生活事故などにおける危険箇所の発見、改善に関するアドバイスを行うものです。

消防署だけでなく、区の福祉担当部署、地域包括支援センターなどの関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、ケアマネージャーとも連携し、診断を受ける方の情報共有や、診断への同行をお願いしています。また、診断後は危険箇所の改善を、区が行っている防災用品等の助成事業を活用して行うなど、地域が一体となって取り組んでいます。

いつ来るか分からない災害に備えることが、ご自身やご家族の安全を守ることに繋がります。「住まいの防火防災診断」を受け、お住まいの状況に合わせて、備えるべき内容を事前に確認しておきましょう。詳しくはお近くの消防署にお問合せください。



イラスト：住まいの防火防災診断におけるアドバイス例

(4) 防火防災訓練の推進

大地震などの大規模災害が発生したときの地域の防災力には、自分の身は自分で守る「自助」



イラスト：まちかど防災訓練のイメージ



写真：スタンドパイプ、ホース等一式

及び地域の中でご近所同士が助け合う「共助」があります。地域の防災力向上を図るため、防火防災訓練の実施を積極的に推進しています。防火防災訓練には、学校や大きな広場などに集まって、初期消火訓練、通報訓練、応急救護訓練、煙体験などを行う「集合型の訓練」があります。

また、実際に住んでいる街区を使い、地域の皆さんが連携して消火器やスタンドパイプにより初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」も推進しています。

大規模災害発生など、同時多発的に火災が発生した場合、消防隊がなかなか到着しないことも考えられます。その時は地域の皆さんが協力して初期消火を行う必要があります。是非、防火防災訓練を通じて、自身の安全を守る方法を身に着けてください。

(5) 地震から命を守る「7つの問いかけ」

消防署では、リーフレット「地震から命を守る『7つの問い合わせ』」を地域の皆様へ配布しています。このリーフレットは、災害時に支援や配慮が必要となる方々の防災行動力向上を目的として作成されました。そして、災害時に想定されるリスクや対応策(備えと行動)について、時系列に沿って7区分ごとに整理しています。

※右記QRコードから、「地震から命を守る『7つの問い合わせ』」にアクセスできます。



地震から命を守る
『7つの問い合わせ』

～地直時に支援や配慮が必要となる方々と共に～

地震が起きたとき、あなたはどこで何をしていましたか？

地震の原因がまだわからぬとき、どんな危険があるでしょうか？

地震に備えて、どのような準備が必要でしょうか？

東京消防庁

東京消防庁ホームページの「防災」⇒「地震に備えて」の中に、「地震に対する10の備え」を掲載していますので、是非ご覧ください。

地震に対する10の備え

身の安全の備え

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう**
 - けがをしたり、避難や支撑がないうように家具を配置しておく。
 - 家具(テレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておく。
- けがの防止対策をしておこう**
 - 食器棚やガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。
 - 停電に備えて携帯電灯をすぐに使える場所に置いておく。
 - 歌台席でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。
- 家庭や構の強度を確認しておこう**
 - 家の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。
 - ブロックやコンクリートなどの壁は、倒れないように補強しておく。

初動対応の備え

- 消火の備えをしておこう**
 - 火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置き(漏れ防止のため子どもだけで浴室に入れないようにする)をしておく。
- 火災発生の早期発見と防止対策をしておこう**
 - 火災の早朝発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。
 - 音楽を使用しない電子音器は、蓄込みプラグをコンセントから抜いておく。
 - 電気に起因する火災の発生を抑制するため、遮音フレーカー(分電盤型)などの防災機器を設置しておく。
- 非常用品を備えておこう**
 - 非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。
 - 冬の暮など、季節を考慮した用品を揃えておく。
 - 車載ジャッキやカーラジオなど、車の周りにあるものの活用を考えておく。
 - スマートフォンの予備バッテリー(SPEEマックス)など、必要な電源を確保しておく。

確かな行動の備え

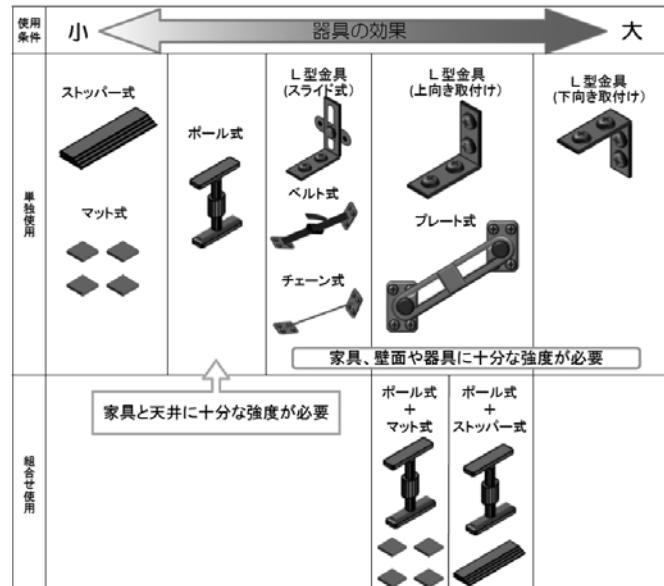
- 家族で話し合っておこう**
 - 地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
 - 外出中に家族が帰宅困難になったり、迷子になった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。
 - 家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
 - 台風等の悪天候が同時に発生した場合を想定しておく。
 - 階段のつき合いで大切な大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。
- 地域の危険性を把握しておこう**
 - 行政区の防災マップ等で、自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。
 - 自宅や学校、隣地周辺を実際に歩き、災害時の危険箇所や段丘立候場を把握し、自分用の防災マップを作成しておく。
- 防災知識を身につけておこう**
 - 新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。
 - 消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。
 - 大きな地震の後に何程度の地震が発生する可能性があることを理解しておく。
- 防災行動力を高めておこう**
 - 日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救助、急救救援、通報連絡、避難要領などを身に付けておく。

地震に対する10の備え

(6) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

過去に発生した地震被害の調査では、負傷者の約3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下・移動によって負傷していることが判明しています。その後も、大きな揺れを感じた地震では、家財の下敷きによる被害や本人の転倒に起因する負傷者が多数発生していることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策(略して「家具転対策」)の重要性が改めて確認されました。

家具転対策は、地震が発生した際にご自分を守る「自助」だけでなく、「共助」として、ご家族や近隣住民の助け合いへとつながる重要な対策です。是非、家具転対策を実施していただき、地震に備えてください。



地震動に対する対策器具の効果

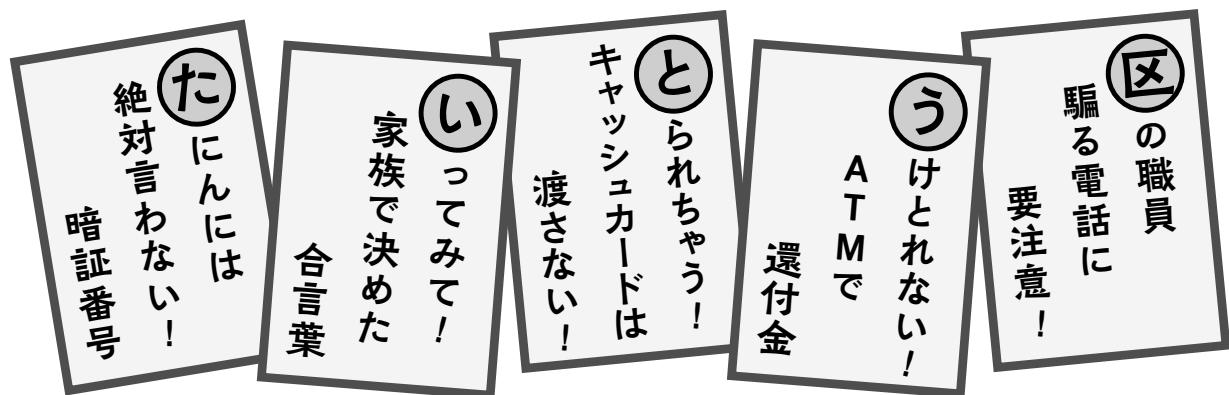
家庭内における家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト

	項目	チェック
1	テレビを壁又はテレビ台に固定するとともに、テレビ台も固定している。	
2	テレビが転倒・落下・移動しても人に当たったり避難障害にならないところに置いている。	
3	冷蔵庫をベルトなどで壁に固定している。	
4	冷蔵庫が移動しても避難障害にならない場所に設置している。	
5	冷蔵庫や家具類の上に落しやすい物を置いていない。	
6	電子レンジをレンジ台などに固定するとともに、レンジ台も固定している。	
7	窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具を置いていない。	
8	家電製品は付属している取扱説明書に従って転倒・落下・移動防止対策を行っている。	
9	L型金具を使用する場合は、壁の下地材(間柱など)や柱など、強度がある部分に固定している。	
10	ポール式を使用する場合は、ストッパー式やマット式と併用している。	
11	ポール式を使用する際、天井に強度がない場合は、あて板で補強している。	
12	ポール式は、できるだけ奥に取り付けている。	
13	ストッパー式は、家具の端から端まで敷いている。	
14	石膏ボードに接着されているだけの付け鴨居の場合は、補強したうえで転倒防止器具を取り付けている。	
15	上下に分かれている家具は、上下を連結している。	
16	ガラスにはフィルムを貼るなど、飛散防止をしている。	
17	収容物が飛び出さないよう扉に開放防止器具を付けている。	
18	重い物をできるだけ下に収納している。	
19	固定に用いる器具は、家具類の重さや形状に応じて選んでいる。	
20	家具が転倒しても、避難路を塞がない置き方をしている。	

STOP! 特 殊 詐 欺!

自分はだまされないから大丈夫は危険です!!

た い と う 区 特殊詐欺被害防止標語



特殊詐欺被害を
防止するためには

- 常に留守番電話に設定しておく
- 自動通話録音機を利用する（無料貸出中）※P24 参照
- 一度電話を切り、家族や知人に相談する

「ストップ！特殊詐欺 ~留守番電話にするだけ～ !!」



動画配信中 (YouTube 台東区公式チャンネル)

チョコレートプラネットと一緒に
特殊詐欺について学びましょう。
ぜひご覧ください。

こちらから
アクセス



〈お笑いコンビ〉チョコレートプラネット

おかしいなと思ったら、慌てずに家族や警察に相談を!!

上野警察署 (3847)0110 下谷警察署 (3872)0110
浅草警察署 (3871)0110 蔵前警察署 (3864)0110

用語の説明

本書における用語の意味は次のとおりです。

刑法犯	刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。
認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強制性交等
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
窃盜犯	窃盜
侵入窃盜	一戸建て住宅やマンション、店舗、会社事務所等に侵入し金品を窃取する犯罪
非侵入窃盜	侵入窃盜以外の窃盜犯罪（乗り物盜含む）
知能犯	詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
風俗犯	賭（と）博、わいせつ
その他の刑法犯	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盜を含む。）
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る詐欺
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る詐欺
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る詐欺
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

還付金詐欺 税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

金融商品詐欺 架空又は価値の乏しい未公開株、社積等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入名目等で金銭等をだまし取る詐欺

キャッシュカード詐欺盗 オレオレ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカード等を封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒をすり替えるなどし、被害者のキャッシュカードを持ち去る（窃取する）もの

ひったくり 携帯している金品をひったくって窃取するもの

置引き 置いてある携帯品をすきをみて窃取するもの

車上ねらい 自動車等の積荷や車内の金品を窃取するもの

自転車盗 自転車を窃取するもの

事務所荒し 会社、組合等の事務所に侵入し、金品を窃取するもの

出店荒し 閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するもの

空き巣 家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの

忍込み 夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの

自販機ねらい 自動販売機又はその中の金品を窃取するもの

オートバイ盗 オートバイ、スクーター等を窃取するもの

自動車盗 自動車を窃取するもの

東京都台東区生活安全条例

平成14年6月28日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、区民の生活安全に関する意識の高揚及び地域における犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等　区内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。
- (2) 事業者　区内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- (3) 占有者等　区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 生活安全に関する意識の啓発
 - (2) 生活安全の確保に寄与する自主的な活動（以下「生活安全活動」という。）の支援
 - (3) 安全な地域社会を形成するための環境整備
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 2 区は、前項の施策（以下「施策」という。）を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署、河川管理者、道路管理者、防犯関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動の安全を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第7条 区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他不特定かつ多数の者が利用する建物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄する警察署と協議するよう指導するものとする。

(推進組織の整備)

第8条 区長は、施策を効果的に推進するため、区、関係行政機関、関係団体等をもって構成する組織を整備するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都台東区生活安全条例施行規則

平成14年7月1日
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都台東区生活安全条例（平成14年6月台東区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進組織)

第2条 条例第8条の規定により整備する組織として、東京都台東区生活安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び東京都台東区生活安全対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 推進協議会は、生活安全に関する情報交換を通じて関係団体相互の連携の強化を図るとともに、生活安全意識の普及及び啓発を行い、生活安全に関する施策の推進を図る。

3 対策委員会は、生活安全に関する問題の現状把握に努めるとともに、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議する。

(推進協議会の組織)

第3条 推進協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、台東区長（以下「区長」という。）をもって充て、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 委員は、60人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

(1) 台東区議会議員

(2) 区内警察署の職員

(3) 区内消防署の職員

(4) 区内郵便局（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局をいう。）の職員

(5) 区内防犯関係団体の代表者

(6) 区内教育関係団体の代表者

(7) 区内商業関係団体の代表者

(8) 区内観光関係団体の代表者

(9) 台東区職員

(10) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、委員のうちから副会長を3人指名することができる。

6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(対策委員会の組織)

第4条 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

(1) 区内警察署職員

(2) 区内防犯協会の代表者

(3) 区立学校PTA連合会の代表者

(4) 台東区職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 対策委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 会長は、専門的な事項の検討を行うため、対策委員会の下部組織として、幹事会を置くことができる。

(招集)

第5条 推進協議会及び対策委員会（以下「推進協議会等」という。）は、必要に応じ、推進協議会等の会長が招集する。

2 推進協議会等の会長は、必要があると認めるときは、推進協議会等に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進協議会等の庶務は、総務部生活安全推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第31号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年7月14日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第30号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年10月1日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年9月28日規則第80号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

東京都台東区暴力団排除条例

平成23年12月19日

条例第29号

改正 平成24年12月18日条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、東京都台東区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、東京都及び警察並びに区民等の連携及び協力により推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察及び法第32条の3第1項の規定により東京都公安委員会から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次の各号に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区、警察又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること。
- (2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(区の行政対象暴力に対する措置)

第6条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるよう、区が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「区の契約」という。）及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の事務又は事業の実施のために必要な区の契約に関する契約に関し、当該区の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(補助金等の交付等における措置)

第8条 区は、補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付けにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置)

第9条 東京都台東区長(以下「区長」という。)若しくは東京都台東区教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、区が設置する公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の許可又は承認(以下「許可等」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、許可等をせず、又は許可等を取り消すことができる。

(広報及び啓発)

第10条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第11条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第12条 青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(区民等の安全確保のための措置)

第13条 区長は、暴力団員の祭礼、興行その他の公共の場所における行事への関与その他暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、区民等に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長に対し、区民等の安全及び平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(暴力団事務所排除の支援)

第14条 区は、暴力団事務所(暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。)の排除に係る訴訟であって、暴力団排除活動に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、警察及び暴追都民センター等と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東京都台東区立一葉記念館条例の一部改正)
- 2 東京都台東区立一葉記念館条例(昭和36年4月台東区条例第1号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部改正)
- 3 東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例(昭和62年3月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

- (東京都台東区生涯学習センター条例の一部改正)
- 4 東京都台東区生涯学習センター条例(平成13年6月台東区条例第55号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部改正)
- 5 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例(平成2年12月台東区条例第27号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区体育施設条例の一部改正)
- 6 東京都台東区体育施設条例(昭和50年3月台東区条例第12号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立少年自然の家条例の一部改正)
- 7 東京都台東区立少年自然の家条例(昭和58年9月台東区条例第29号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の一部改正)
- 8 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例(昭和52年4月台東区条例第8号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区保健所検査センター付設集会室の設置、管理及び使用に関する条例の一部改正)
- 9 東京都台東区保健所検査センター付設集会室の設置、管理及び使用に関する条例(平成13年3月台東区条例第6号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例の一部改正)
- 10 東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例(昭和52年4月台東区条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立台東区民会館条例の一部改正)
- 11 東京都台東区立台東区民会館条例(昭和44年7月台東区条例第18号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立区民館条例の一部改正)
- 12 東京都台東区立区民館条例(昭和48年6月台東区条例第15号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立産業研修センター条例の一部改正)
- 13 東京都台東区立産業研修センター条例(平成15年3月台東区条例第1号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立浅草文化観光センター条例の一部改正)
- 14 東京都台東区立浅草文化観光センター条例(昭和60年3月台東区条例第4号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立児童館条例の一部改正)
- 15 東京都台東区立児童館条例(昭和44年4月台東区条例第3号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例の一部改正)
- 16 東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例(昭和53年7月台東区条例第30号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立健康増進センター条例の一部改正)
- 17 東京都台東区立健康増進センター条例(平成6年3月台東区条例第4号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(東京都台東区立環境ふれあい館条例の一部改正)
- 18 東京都台東区立環境ふれあい館条例(平成18年10月台東区条例第61号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
付 則(平成24年12月18日条例第40号)
この条例は、公布の日から施行する。

東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

平成29年6月28日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）を東京都台東区、区民、警察等が協力して防止することにより、快適で平穏な区民生活を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 客引き行為 次に掲げる営業について、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為をいう。
 - イ 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
 - ロ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
 - ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- ニ 児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）に対して物品を販売する営業
- (2) 勧誘行為 次に掲げる行為をいう。
 - イ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事するように勧誘すること。
 - ロ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘すること。
 - ハ わいせつな行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。
- (3) 客待ち 前2号に掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。
- (4) 区民等 区内に住所若しくは勤務先を有する者若しくは区内の学校に在学する者又は区内に滞在する者若しくは区内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 飲食店等を営む者 次に掲げる営業を行う者をいう。
 - イ 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
 - ロ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
 - ハ 法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- ニ 物品を販売する営業
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他不特定の者が通行し、又は利用する場所をいう。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第4条 東京都台東区は、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域団体（町会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第5条 区民等及び事業者は、東京都台東区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等防止特定地区における地域団体の責務)

第6条 第9条第1項に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

(公共の場所における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止)

第8条 飲食店等を営む者は、公共の場所において客引き行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受けた者を、客として営業所内に立ち入らせてはならない。

2 事業者は、公共の場所において勧誘行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受けた者を、営業所等において当該行為の目的となる役務等に従事させてはならない。

(客引き行為等防止特定地区の指定等)

第9条 東京都台東区長(以下「区長」という。)は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止特定地区(以下「特定地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他必要があると認める事項を告示しなければならない。
3 区長は、必要があると認めるときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(指導)

第10条 区長は、特定地区において、第7条又は第8条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をするものとする。

2 区長は、前項の指導をするために、客引き行為等防止推進員及び客引き行為等防止指導員(以下「推進員等」という。)を置くことができる。
3 何人も、推進員等に対する威迫、つきまといその他推進員等に不安を覚えさせるような方法により、第1項の指導を妨害してはならない。

(警告)

第11条 区長は、前条第1項の指導を受けた者が更に第7条又は第8条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該行為を中止するよう警告をすることができる。

(勧告)

第12条 区長は、前条の警告を受けた者が更に第7条又は第8条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該行為を中止するよう勧告をすることができる。

(立入調査等)

第13条 区長は、第10条第1項、第11条及び前条に規定する措置を行うため必要があると認めるときは、区職員に、第7条又は第8条の規定に違反する行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反する行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問させ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公 表)

第14条 区長は、第12条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他台東区規則で定める事項を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(店舗場所の提供者への通知)

第15条 区長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る者にその営業その他の業務の用に供するための場所を提供する土地又は建物（その一部を含む。）の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事項を通知することができる。

(委 任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、台東区規則で定める。

(過 料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第12条の勧告を受けた後に、特定地区において第7条又は第8条の規定に違反する行為をした者
- (2) 第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の規定による違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条の規定による特定地区の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則

平成29年6月28日

規則第31号

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（平成29年6月台東区条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(客引き行為等防止特定地区の指定等に係る告示)

第3条 条例第9条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）の名称及び区域
 - (2) 指定の効力が生ずる日
- 2 条例第9条第4項において準用する条例第9条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 区域を変更し、又は指定を解除する特定地区の名称及び区域
 - (2) 区域の変更又は指定の解除の効力が生ずる日

(客引き行為等防止推進員)

第4条 条例第10条第2項に規定する客引き行為等防止推進員（以下「推進員」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、東京都台東区長（以下「区長」という。）が適任と認める者とする。

- (1) 台東区内に住所若しくは勤務先を有する者又は台東区内の学校に在学する者
 - (2) 町会、商店会その他の地域活動を行う団体から推薦を受けた者
- 2 推進員は、条例第10条第1項の規定による指導を口頭により行う。

(客引き行為等防止指導員)

第5条 条例第10条第2項に規定する客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）は、区長が委託する客引き行為等の防止を目的とする業務に従事する者とする。

- 2 指導員は、条例第10条第1項の規定による指導を書面又は口頭により行う。

(指 導)

第6条 条例第10条第1項の規定による指導は、指導書（第1号様式）及び指導書交付控（第2号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付すること又は口頭により行う。

(警 告)

第7条 条例第11条の規定による警告は、警告書（第3号様式）及び警告書交付控（第4号様式）を作成し、警告書交付控に当該警告の相手方の署名を求めた上で、警告書を相手方に交付することにより行う。

(勧 告)

第8条 条例第12条の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）及び勧告書交付控（第6号様式）を作成し、勧告書交付控に当該勧告の相手方の署名を求めた上で、勧告書を相手方に交付することにより行う。

(違反行為の撮影)

第9条 区長は、条例第10条第1項の規定による指導、条例第11条の規定による警告又は条例第12条の規定による勧告を行うに当たっては、当該違反行為をビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

(公表事項等)

第10条 条例第14条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項を東京都台東区公告式条例（昭和25年9月台東区条例第12号）第2条第2項に規定する東京都台東区役所門前掲示場への掲示等により行うものとする。

- (1) 公表を開始する日及び公表をする期間
- (2) 効告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 違反行為に関連する営業所名及び当該営業所の所在地
- (4) 違反行為の内容及び正当な理由なく効告に従わなかつた旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第11条 区長は、条例第14条第2項の規定により意見の聴取を行うときは、当該聴取をされるべき者に対し、次項に規定する意見陳述までに相当の期間をおいて、次に掲げる事項を記載した公表通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
 - (2) 公表の根拠となる条例の条項
 - (3) 公表の原因となる事実
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、公表されようとする事項につき、書面又は口頭により意見を述べることができる。
- 3 区長は、前項の規定による口頭の意見が述べられたときは、口頭により意見を述べた者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書（第8号様式）を作成するものとする。

(店舗場所の提供者への通知)

第12条 条例第15条の規定による通知は、店舗場所提供者に対する公表事項通知書（第9号様式）により行うものとする。

(過料)

第13条 区長は、条例第17条又は第18条の規定により過料を科そうとするときは、告知・弁明書（第10号様式）により、当該過料を科されるべき者に対し、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、区長は、告知・弁明書交付控（第11号様式）に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による手続の後において過料を科するときは、過料処分通知書（第12号様式）を交付するものとする。この場合において、区長は、当該過料を科されるべき者に対し、過料処分通知書交付控（第13号様式）に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。
- 3 前項後段の規定にかかわらず、区長は、郵送その他の手段により、過料処分通知書の受領が確認できる場合は、過料処分通知書交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めて省略することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による特定地区の指定等に係る告示に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち
台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあち
らこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住み
よいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします
おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします
おもしやり ささえあい あたたかな まちにします
みどりを いつくしみ さわやかな まちにします
いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成十八年十二月十四日 告示 第六百八十八号)



区の花 あさがお



区の木 さくら

台東区暴力団追放都市宣言

平成17年12月15日
告 示 第 5 8 3 号

台東区が暴力団追放都市であることを次のとおり宣言する。

暴力や犯罪のない平穏で明るい地域社会の実現は、台東区民共通の願いである。

しかし、近年、暴力団は、政治、経済、社会のあらゆる分野に不当に介入し、その資金獲得活動を多様化、不透明化させるとともに、銃器等を使用した対立抗争事件を引き起こすなど、日常生活に不安と脅威を与えていた。

このような暴力団の存在は、平穏で安全な生活を望む区民の願いを踏みにじるものであり、断じて許されるものではない。

台東区は、暴力団のいない平穏で明るい地域社会の実現に向けて努力することを誓い、ここに暴力団追放都市であることを宣言する。

令和7年11月 発行
発行者 台東区危機管理室生活安全推進課
台東区東上野4丁目5番6号
電話(5246)1044

令和7年度 登録41号